平成２２年（フ）第５２２号
名古屋市西区中小田井５丁目214番地　クレールＯＴＡＩ　１Ｆ号
破産者　金田　秀男
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７１６１号
大阪市此花区梅香２丁目７番１号
破産者　母里　依子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８２６号
長崎県対馬市美津島町大山681番地２、開始決定時の住所奈良県生駒市鹿ノ台西３丁目９番地12
破産者　宮川　哲夫
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９４９号
大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―1008号
破産者　トリムＴＡＫＩＭＯＴＯこと　瀧本　尚
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８２号
大阪府高槻市南平台５丁目49番15号、前住所大阪府池田市伏尾台４丁目３番地の30
破産者　池田　融
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７０３号
大阪府守口市金田町１丁目71番14号、開始決定時の住所大阪府枚方市杉山手３丁目21番２号
破産者　川村　勝
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５７号
大阪府四條畷市南野２丁目９番52号
破産者　藤田　次俊
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９８号
大阪市鶴見区諸口３丁目５番27―404号
破産者　鈴木　重信
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１８号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番２号　グランオークＫ702号
破産者　坪田　潤子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６５号
大阪市生野区巽東２丁目19番24号　ヨシナガファーストビルディング　Ａ４、前住所大阪市生野区巽北２丁目24番11号
破産者　水田　拾奉
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７７２号
東京都府中市宮町１丁目11番地の４　イプセ府中502、住民票上の住所大阪市中央区島之内１丁目２番９―704号
破産者　松井あやこ
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２２３号
大阪府高槻市南松原町14番22号
破産者　折元　洋巳
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１５号
大阪府枚方市上野２丁目９番46―207号
破産者　木村　静夫
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１４号
大阪市東淀川区豊里６丁目29番11号　丸富マンション７階Ｂ号、開始決定時住所大阪市東淀川区豊新４丁目４番１号
破産者　谷口　政博
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５号
大阪府枚方市池之宮１丁目10番９号、開始決定時の住所大阪府交野市妙見坂６丁目３番12号
破産者　能瀬　顕司
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２３号
大阪府高槻市安岡寺町４丁目１番２―302号
破産者　安部　信義
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３０号
大阪市住吉区苅田10丁目６番32―315号
破産者　中島　伸之（旧姓小室）
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２９号
大阪府枚方市香里ケ丘８丁目15番地の７Ｃ―102
破産者　豊田　正好
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０５７号
大阪府藤井寺市野中２丁目２番７号、前住所大阪府羽曳野市伊賀３丁目７番13号
破産者　黒岡　秀美（旧姓和田）
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係